

処遇改善加算算定に係る「見える化」について

●福祉/介護職員等処遇改善加算取得の要件

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

●福祉/介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開する事」が求められます。

●福祉/介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算取得状況

- ・処遇改善加算Ⅰ
- ・特定処遇改善加算Ⅰ

分類	内容
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら資格取得を助成するため規則を整備し、資格取得あるいは研修等参加にかかる費用の一部を助成し、職員の資質の向上と人材の育成を支援しております。・研修計画を作成し、(初級、中級、上級、その他専門知識) 資質の向上を図っております。また法人内の人事考課システムを構築しキャリア形成をサポートしています。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人には担当職員を付け、OJTを実施します。・管理者には、労働衛生法の研修や雇用制度の研修に参加し適正な雇用管理に努めています。・ミーティングは毎日実施し、ヒヤリハットや検討事項の共有を実施してまいります。・事故、緊急時などは事業所内にマニュアルとフローがありそれに基づいて対応していきます。また同時に行動の指示者なども明記されており、責任の所在を明確にしております。

その他	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス等情報公表制度の活用によってインターネット上で事業所の詳細情報を知る事が出来、経営・人材育成理念の見える化を実施しています。・非正規職員から正規職員への転換が出来ます。・配置基準の職員を大きく超える人員配置をしており、業務負担の軽減を図っております。
-----	--